

岡本の国会での質問

162-衆-農林水産委員会-3号 平成17年03月15日

○山岡委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本です。

本日は、私は、大きく分けて二つの問題を御質問させていただきたいと思っております。

まず、前段は地方競馬の現状でございます。

昨年、競馬法が改正をされまして、地方競馬そして中央競馬を含めて新たな一步を踏み出したところでございますけれども、残念ながら、地方競馬においての大変厳しい現状はいまだに続いております。

昨年の私の質問の中でも質問させていただきましたが、地方競馬、特に名古屋競馬を私ちよつときょうは例に出ささせていただこうと思っておりますが、名古屋競馬の一着賞金、今、安いレースは幾らなのか、生産局長は御存じですか。

○白須政府参考人 一着賞金、愛知県の名古屋競馬でございますが、平成十六年で十八万円というふうに承知をいたしております。

○岡本(充)委員 そのとおりですね。十八万円が一番安い一着賞金です。一着になっても十八万円しかもらえない。当然のことながら、二着、三着はもっと賞金が低いわけです。この賞金では、馬主も馬の預託料を下げ渋るのはやむを得ないところがあると思うんですね。一着賞金十八万のレースに二百万、三百万する馬を出して元を取ろうと思っても、なかなか取れるものでもない。中小企業の経営者が馬主に多いと聞いておりますけれども、大変に魅力の薄い、そういった娛樂になってきていると指摘させていただかざるを得ないと思っております。

そういった中で、昨年の委員会でも私質問させていただきましたが、地方競馬支援のためにJRAと地方競馬を統合していこうではないかというような話を省内では検討されたことというのでしょうか。何か法的な大きな問題があるのでしょうか。お答えいただければと思います。

○白須政府参考人 ただいまの委員の御指摘でございますが、御案内のとおり、中央競馬と地方競馬はそれぞれ成り立ちも大きく異なっているわけでございます。片や国家財政への寄与、一方は地方財政への寄与というふうにそれぞれ異なる目的のもとに、それぞれの主催者が、地方競馬はそれぞれ地方の公共団体、それぞれみずから競馬を施行しておられるというふうなことでございまして、私どもとしては、これの一本化あるいは統合ということは困難であるというふうに考えているわけでございます。

○岡本(充)委員 今局長言われましたけれども、財政への寄与という話でした。地方競馬は財政への寄与ということが今現実にあるんですか。数字を考えてください。ほとんど赤字なんですよ。赤字であったら、財政への寄与どころか足を引っ張っちゃうわけですよ。

これは、昭和三十六年の公営競技調査会、長沼答申ですけれども、「関係者の失業対策その他の方策等を供与せずに公営競技を全廃することはその影響するところ甚大である」と。その前に「代り財源」と書いていますけれども、財源問題が当時は一つ大きなテーマになっていました。財源が地方競馬から入ってくる、これが一つの違法性の阻却の要因だったわけですけれども、これが今回、このような地方競馬の経営状況では違法性すら阻却できない、そういうような状況にあるというふうに認識するわけですが、生産局長はどのようにお考えですか。

○白須政府参考人 ただいまの委員のお話でございますが、御案内のとおり、これまでも地方競馬、全体として八千億円を超えるような地方財政への寄与をしてきているわけでございます。

それで、ただいま委員からは、現在も多くの主催者が赤字であるというふうなお話ございましたが、もちろん黒字の主催者もおられるわけでございますし、そういった意味で、この違法性の阻却といえますか、そういった財政への寄与というものはもちろん一つの違法性の阻却の理由ではございますが、それは質的なものというふうに私どもは理解をいたしております、たまたまそれが赤字になったからといって、そこが刑法のあれに、そのことだけをもって、これはその理由にならないというふうには私どもは考えていないわけでございます。

○岡本(充)委員 それは去年も同じ答弁を聞きました。

私は、今指摘させていただいているのは、最初に言われた、JRAそして地方競馬、それぞれ主催者があって、主催者が別、そして寄与する財源も国であり地方であり、そしてその地方もそれぞれ地方が別である。それぞれ独立採算をやっているわけですから、その中で黒字のものがあれば当然それは財政的寄与になるでしょうけれども、単体で考えたときに赤字のものがあつたら、これはこの答申で考えるに、そしてまた競馬法の趣旨から考えるに、その経営主体そして主催者、こちらについては違法性を阻却できなくなってくる。継続してずっと赤字が続いていたら、単年ならいいですよ、継続して続いたら、これは違法性を阻却できないんじゃないかというふうに私は懸念を申し上げているわけでございます。

そういった中で、一つ私からの提案でございますけれども、JRAの国庫納付金から地方競馬への支援、こういったものを、統合ができないのであれば、新たな交付金や、また助成金といった形で支弁していく。およそ三千億円ある国庫納付金からこういったお金、例えば百五十億円でも出すことができれば、今単純に考えますと、レースが今千四百レースほどありますので、これは地方競馬の千四百レース一つ当たり七十万円賞金をふやすことができます。七十万円賞金をふやせば、およそ百万円近いレースがふえるわけですから、大分魅力も増してくる。馬主も、そしてまた厩務員や調教師の皆さん方も大変苦しい生活をしている中で、少しでもこの交付金そして補助金を考えていただく、そういうおつもりはありませんでしょうか。

○白須政府参考人 先ほど私申し上げましたとおり、地方競馬と中央競馬はそれぞれ主体も異なりますし、それぞれの財政の寄与のあれも違うわけでございます。したがって、それぞれが、地方競馬は地方競馬で、やはりこの地方公共団体の財政確保策として、みずから競馬事業を実施されておる。管理者の責任のもとで、関係議会の審議を経て運営をされてきておるわけでございます。

したがって、基本的にはその事業収支の改善というものは、主催者たる地方公共団体が他の事務事業と同様にみずからの責任で行われるべきものであるというふうに考えておりました、基本的に、国庫納付金からただいま委員からお話ございました地方競馬への単純な財政支援は、私どもは適切でないというふうに考えているわけでございます。

しかしながら、地方競馬を含めまして競馬全体の活性化ということは、これはやはり大変重要なことであるというふうに私どもも考えておりました、したがって、実はJRAからも一定の支援を行っているわけでございます。

具体的に申し上げますと、地方競馬の主催者に対しまして、施設でございますとかあるいは整備等の助成、これに対しまして、申し上げておりますように、例えば地方競馬主催者の勝馬投票券の発売システムの整備に対する助成、あるいはまた、ただいま委員からもお話ございました交流競走の賞金に対する協力金の交付でございますとか、あるいはまたそういった地方競馬の施設利用による協力金の交付であるとか、いろいろな形で、ただいま委員からもお話ございましたが、地方競馬に対するJRAからの支援というものは実は行っているわけでございます。

さらに、委員からもいろいろとる御指摘いただきました、さきの競馬法の改正によりまして、地

方競馬の認定競馬連携計画に基づきます事業に対しましてJRAから支援を行うというふうにしたわけでございます。

そういうものを通じまして、JRAとしては地方競馬の支援を行っておるといふふうに申し上げておきたいというふうに考えております。

○岡本(充)委員 今局長から御説明、そして前向きな発言だと受けとめたいんですけども、いただいたわけですが、今現状は大変厳しいわけですね。こういった中で、経営を続けていけない、こういった地方競馬が出てきてまいりました。先ほども取り上げさせていただきましたが、昭和三十六年の公営競技調査会、長沼答申の中で、「関係者の失業対策その他の方策等を供与せずに公営競技を全廃することはその影響するところ甚大である」といふふうに指摘をされています。

私、先日、農林水産省そしてまた私の地元でもちょっと調べさせていただきましたが、実際にやめられた方、やめられた競馬事業、この競馬事業に就職されていた方がどういった仕事についているか。例えば、島根県の益田市の場合においては、厩務員さん四十九名中、再就職ができた方は十三人、これは四分の一強にすぎないわけございまして、大変に厳しい再雇用の現実が待っている。これが、答申の意図が十分実現されていない、このあらわれだと思っております。

その点を指摘させていただいて、ぜひ再就職問題も含めて、万一公営競馬を続けていけない話があったとしても、再就職の問題を考えていただきたいと強くお願いするんですけども、それについて前向きな答弁はいただけますでしょうか。

○白須政府参考人 ただいまの委員からのお話でございます。

先ごろから申し上げておりますように、地方競馬はそれぞれの議会の議決を経て施行されているわけでございます。したがって、その存続の判断を含めまして、経営自体はやはりその主催者の責任で御判断をされるというふうに理解をいたしているわけでございます。

したがって、その主催者が廃止を判断された場合、ただいまのお話の例えば厩舎関係者への対応といったようなことにつきましては、基本的には主催者が関係者と調整をされて行っておるといふようなことでございます。

ただ、私どもとしまして、先般の競馬法の改正によりまして、地方競馬全国協会への交付金の猶予が可能となる措置を実は講じたわけございまして、やむを得ず撤退をせざるを得ない場合に、その交付金につきましては撤退に必要な経費に充てることのできる、そういうふうな制度改正も行ったところでございます。

また、今委員からも御指摘ございましたが、仮にその競馬場の廃止があったというふうな場合に、厩舎関係者との調整というものはやはり円満に進む、そういったことは大変望ましいことであるというふうに私どもは考えておまして、そこは調整が円満に進みますように、主催者に対しまして私どもとしても指導いたしますとともに、地方競馬全国協会に対しまして、主催者と連携をとりながら他場の受け入れにつきまして働きかけるといったようなことで、できる限りの対応を行うよう指導してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○岡本(充)委員 大臣、この問題に関して最後にちょっとお話を聞いていただきたいと思います。

昨年、競馬法の改正の中で、前の亀井大臣にもお話をさせていただいたんですが、現状で厩務員の方の一月のいわゆるお給料に当たる預託料から入ってくる収入、これがおよそ十五万円から十八万円という方がみえるんですね。そして、三百六十五日、先ほどの落語の話じゃないですけども、動物相手に、そして大変な愛情を持って動物を飼ってみえる、休むこともできない、そしてそういった中で御家族を養われる、こういった方々がみえる、たくさんみえるわけです。

そういう現実の中で、今局長は確かに法理論ではそういうふうな話をされましたけれども、前に亀井大臣も前向きな答弁をいただきましたが、ぜひこういった今の地方競馬の現状から目を背けることなく、前向きな対応、対策を今後迅速にとっていく、そういった決意をお聞かせ願えませんでしょうか。

○島村国務大臣 委員からいろいろ御指摘ありましたように、地方競馬の経営実態が大変厳しい、ほんの一部を除いてほとんどがもう先行き真っ暗というような話は随分聞かされるところであります。しかし、地方競馬もかつては地方自治体にいろいろな貢献をしてきた歴史的な経過もこれあり、それに従事する方々の社会不安というものが余りひどくならないように我々なりの努力はしたい、そう考えます。

○岡本(充)委員 ありがとうございます。前向きな対応をぜひお願いしたいと思います。

さて、話は変わりまして、今度はBSE対策の話に移らせていただきたいと思います。

新聞報道によりますと、アメリカで国会議員が何人か集まって、日本のスローペースな食品安全委員会の審議はけしからぬだとか、期限を示すようにだとか、こういった話が出たやに私は聞いておりますが、きょうは外務省からもお越しいただいておりますが、加藤大使が呼ばれてこういった圧力を受けた、そういった事実はどういう経緯だったのか、改めて少し御説明をいただけますでしょうか。

○石川政府参考人 お答え申し上げます。

十一日、これは米国時間でございますが、加藤駐米大使は先方の求めに応じまして、十一名の米国上院議員及び二名の米国下院議員と米国産牛肉の輸入再開問題について会談を行いました。また、さらに十四日には別の七名の上院議員と同じく会談を行った、こういう経緯がございます。

○岡本(充)委員 その中では実際にその圧力を感じたとか、もしくはそういったお答えがあったのか、それとも加藤大使は何とその皆さん方に御返答されたのか、それについてもお答え願えますか。

○石川政府参考人 お答えいたします。

アメリカ側の議員方からは次のような意見表明が行われました。

牛肉生産は多くの州において極めて重要な産業であること、米国の牛肉は安全であり既に必要な対策はとられていること、そして二〇〇三年に輸出がとまって以来相当時間がたっており、いつ解決するかわからないことに懸念と不満を有している、また食品安全委員会の作業について、いつまでに終わるといったようなタイムフレーム、時間的枠組みを課すことはできないのかといった発言がございました。

これに対しまして加藤大使からは、食品安全委員会における審議のプロセスについて詳しく説明をするとともに、日本にとってのこの問題は、いわゆる国内産業の保護では全くなくて食品の安全にかかわるものであること、この問題が日米間の重要課題であることは日本の関係者は認識しており、日米首脳間で話があったように、この問題が極めて良好な日米関係を害することのないように、問題の早期解決に努力していきたいので理解と協力を求めたいということ、それから、BSE問題は重要な食の安全の問題であることから、消費者の信頼の確保が重要であり、そのためには食品安全委員会での十分な審議が重要であるということを述べ、これまでの経緯、それから現在の状況の説明を行いました。

○岡本(充)委員 今おっしゃられましたけれども、食の安全、安心の問題ですから、しっかりと食品安全委員会での審議を経てからの決定になるという旨を強く主張していただきたいと思っております。

さて、その食品安全委員会ですけれども、きょうは寺田委員長にもお越しいただいております。

この食品安全委員会、いろいろこれまで御苦勞を重ねる中で、今のこの全頭検査という検査のあり方、そしてまた、その科学的な根拠を専門調査会を設けて御議論していただいております。今回、この三月の専門調査会で話題になりました、これは修正二次案というものです、我が国に

おけるBSE対策に係る食品健康影響評価、修正二次案、こちらの方を私ちょっと拝読させていただきました。本日は、本来であればプリオン専門調査会の座長や、また座長代理にもお越しいただければよかったです。お願いをしましたが、時間の都合ということで来ていただけませんでした。したがって、かわって御答弁をいただきたいと思うんですけども、この中で、金子座長代理から、中間とりまとめの作成作業を少し急ぎ過ぎたとの感があったことを指摘する総括的発言があり、吉川座長から、この総括を評価する発言があった。そして、この評価ということは、すなわち中間とりまとめ自身もある意味拙速であったのではないかと、こういった座長からの御意見表明だったのではないかと私は理解をさせていただいています。

そういった中で、今後、このBSE対策の問題、まだまだ科学的な知見でわからない部分も多いです。そしてまた、十分な科学的データをアメリカ側から、また日本からも含めてですけども、いろいろな国から今集めておりますけれども、残念ながら、データもないのも事実であります。そういった中で、今後の食品安全委員会、慎重審議を求めていきたいと思うんですけども、それについての御決意をいただきたいと思えます。

○寺田参考人 先生の言われましたように、先週の十一日にプリオン専門調査会第七回目を、諮問を受けてから第七回目でございますが、十月の十五日に厚生労働省、農林水産省から諮問がございまして、それに答えるべく慎重に審議をしましてまいりました。これは当然のことでございますが、独立で中立、それから、やはり国民の皆さんにわかっていただくように透明性を非常に大事にいたしまして、できるだけ現在の科学に沿った審議をしていきたいと思っております。

○岡本(充)委員 ぜひその御決意を今後とも生かしていただきたいと思えます。

さて、その修正二次案の中をずっと読みました。先ほども指摘させていただいたとおり、データがかなり少ないわけですね。この少ないデータの中で結論を出そうとする、その無理な努力がこの中にあらわれているのではないかと例を少し挙げさせていただくと、要するに、定性的な評価を今回取り入れました。BSEが人へ感染する、もしくはBSE牛が食用牛の流通に乗ってしまう、こういったリスクはどのくらいあるのかということ、定量的にはかれないから定性的にはかろうという話になった。今回、その中でも、定量的にはかろうということを極めて多くの仮定のもとに出しています。

例えば、肉骨粉の禁止後のBSE感染牛の数について、英国のデータ、スイスとのデータの間に日本が来るという仮定。そしてまた、三年間の経過措置が六年間になると、このリスクは二乗になって減少する。そして、一・五倍という数字でのBSE感染牛と実際の検査で認知された頭数の数字。この一・五という数字も、私、いろいろこの裏にレファレンスが載っていますから読ませてもらいましたが、極めて多くの推定の中で出ている論文をもとにして出しているんです。その結果として最終的に出てきた数字、日本において今後BSE感染牛が流通市場に乗ってしまう二十カ月齢で一つ線を引いて全頭検査をやめて、そして日本の国内の牛でBSE感染牛が出てくる率を、かなり低いという、そういった数字で認定しているわけです。この中にも書いてありますとおり、例えば屠畜場における解体時の牛肉汚染の問題、これについても、「リスクを分析するのに必要なデータや研究はほとんどない。」と書いています。科学的なデータがないんです。推定なんです。推論なんです。そして、推論をもとに、今一生懸命議論を構築しようとしている。

無理がある修正二次案であるという印象を強く持つんですけども、これについて、事務局長、どう思われますか。そしてまた、委員長、どう思われますか。お答えいただけますか。

○齊藤政府参考人 お答えいたします。

プリオン専門調査会、委員長からもお話しいたしましたとおり、昨年十月十五日に諮問を受けて以来、既に七回議論を重ねておるわけでございます。その中では、リスクについて定量的な評価を試みるべきということで、これは座長を中心に精力的にいろいろなデータを集めて、そのもとに一定の試算を示しておるところでございます。しかしながら、データ自体、あくまでもこの定量的評

価というのは現在までに得られた知見に基づいている、そういう意味での一定の限界があるということも、それはまた事実であります。ただ、現在行っております議論自体は、現時点で得られている科学的知見の最高水準のものもとで行われているということをお理解いただきたいと思います。

その一方でまた、定量的評価とあわせて定性的なリスク評価を行うということで、これについて、先般十一日のプリオン専門調査会では精力的に御議論をいただいた、そういう状況でございます。

○寺田参考人 重なるところがあると思いますけれども、先生の言われるように、定量的評価といえますのは、もとなるデータがかなり制限されております。したがって、それと同時に定性的なリスク評価、これはリスクが非常に小さいときにはやむを得ずそういうことをヨーロッパではするらしいんですね、そういうことも主にしまして今の第二次案を検討しているところでございます。

○岡本(充)委員 寺田委員長から今お話がありましたけれども、極めて少ないデータなんです。事務局長も言われた。それを認められた。本来であれば、それをやはり情報収集する、そういった活動をして安全性の確認をするべきなんです。

最後に、この終わりに書いています。「リスク評価の基本となる新しいデータ、科学的知見及び技術革新等が得られた場合には、速やかに見直しを行う必要がある。」んだと。そしてまた、このような今の現状の中で、今回のこの報告書案ですけれども、さまざまな背景リスクから切り離して年齢のみによる評価を行ったものではない、したがって、今後諸外国におけるBSE感染リスクの評価を行う際には、総合的な評価を行うためのさまざまなデータの存在が必須なんだ、必須だと書いています。

外国の、例えばアメリカ、ヨーロッパを含めて、外国の牛についても同様のデータを集めてこない、これは冷静な、そしてなおかつ科学的な議論ができないんだということを改めて言っている、私はそのように感じるわけです。そして、今後答申が出るんだと思いますが、この中に恐らくはこういった内容が盛り込まれるんでしょう。

農林水産省は、先日私が伺ったときには、こういったプリオン専門調査会の答申、中にいろいろな少数意見があった場合には、本旨に従うというふうに御答弁いただいております。しかし、この本旨の中には、裁判ではありません、多数決ではありません、裁判には判例でいろいろ解釈の仕方があるかもしれませんが、科学の事実は一つです。そういった意味で、今回のこの本旨に反する、まだ不十分だという御意見にどのように対応していくのか、そのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○中川政府参考人 食品安全委員会におきましては、まだプリオン専門調査会で審議が行われている最中でありまして、最終的な答申の姿は見えておりません。その段階で少数意見云々ということについてあらかじめお答えするのはいかがかというふうに思います。

いずれにいたしましても、我々としては、農林水産省及び厚生労働省はBSEの国内対策のあり方について諮問をしたわけでございます。その諮問に対して答申がいただければ、その答申の内容というものをきちっと受けとめて対応に反映させたいというふうに考えております。

○岡本(充)委員 今、局長、方針が決まったわけではないと言われた。しかし、三月十二日の新聞には、全頭検査の緩和の報道があります。この報道、そうしたら、事実じゃないなら強く抗議するべきじゃないですか。何で抗議しないんですか。

○中川政府参考人 今のお話は、食品安全委員会の審議の中身についての報道でありまして、私ども、諮問をしたリスク管理サイドから直接その報道の中身について云々することは必ずしも適当でないというふうに思っております。

○岡本(充)委員 では、齊藤事務局長、どうですか。

○齊藤政府参考人 私どもといたしましては、三月十一日、プリオン専門調査会で、最後に専門調査会座長の方から、次回は結論部分について御議論をしたいということで総括をしたわけでございます。したがって、そのような形の中で、現時点ではまだ結論を得たわけではないわけでございます。

新聞記事につきましての御意見でございますけれども、一種の推測記事的なものかと思いますが、私どもとしては、そういうものについてここでどうこう申し上げる筋ではございませんし、私どもとして申し上げられることは、議論は引き続き行われる、そのことについては明言しておるところでございます。

○岡本(充)委員 違うでしょう。もう時間が来ているから、きょう、もう残り少ないので、はっきり言っておきますけれども、国民の皆さんは全頭検査は緩和だと理解していますよ。皆さん、国民の皆さん方に誤解を与えるような報道に対して何で抗議しないんですか。違うと言われるのならそういうふうに言うべきですよ。

それを指摘させていただいて、きょう、本当は厚生労働省からも来ていただいたにもかかわらず質問できませんでした。バリエーションCJDの問題、そしてまたもう一つ重要な牛の月齢判別に関する検討会のこの結果、これも科学的根拠のないデータをもとに構成をされていると私は思っております。次の機会にこの中の科学的矛盾について追及をしたいと思っております。

それでは、終わります。